彩の国
埼玉県

事業者の皆様へ

労働者に関する
トラブル解決を
お手伝いします!

労働者とのトラブルを抱えて困っていませんか？

手続簡単

無料

秘密厳守



埼玉県マスコット
「さいたまっち&コバトン」



埼玉県労働委員会
マスコット「たまろー」

お問合せ先　**埼玉県労働委員会事務局**

埼玉県労働委員会　検索

TEL: 048-830-6452・6465　FAX: 048-830-4935

〒330-9301　さいたま市浦和区高砂3-15-1　埼玉県庁第三庁舎4階

あっせんとは？

労使間の話し合いが行きづまったときに、労働委員会が間に入り、解決を目指す制度です。
公益・労働者側・使用者側の経験豊かな3人のあっせん員が、中立・公正な立場で双方の主張を個別に伺い、お互いが受け入れられる合意点を探ります。

あっせんの対象となる労使紛争の例

- 労働組合との団体交渉が円滑に進まない。
- 契約期間の満了をもって更新しないことを告げたら、雇止め無効を主張されている。
- やむを得ない事情で配置転換したが、拒否されて困っている。
- 業務指示に従ってもらえず困っている。

※ 埼玉県内の事業所での労使紛争が対象となります。

あっせんによる解決のメリット

- 手続が簡単で無料です。
- 秘密厳守、非公開です。
- あっせん回数は原則1回で、短期間での解決を目指します。
- 労使の円満な関係構築につながります。
- 合意成立の場合、合意事項は原則非公開となります。

あっせんの流れ

※ 申請からあっせん当日までは、 1～2か月程度かかります。

事前相談
原則として事務局にお越しいただきお話を伺います。

↓

あっせんの申請
申請書をご提出いただきます。

↓

事前調査
事務局職員が相手方からお話を伺います。

事務局職員があっせんに参加するよう勧奨・説得しますが、それでも相手方が参加に応じない場合は打切りとなります。

相手方があっせん参加を辞退 → **打切り**

相手方があっせんに参加 ↓

あっせん当日
あっせん員3名が労使双方から個別に事情を聴取し、合意に向けて調整・働きかけを行います。

→ **合意（解決）**

→ **不合意（打切り）**

あっせんに限らず、**労働問題に関する相談**（労働組合に関する相談を除く）をご希望の場合は、こちらまで
埼玉県労働相談センター　048-830-4522（電話相談受付 平日 9時～16時30分）
（職場での労働者個人と使用者の間における賃金や労働時間、休日・休暇などの労働条件に関する相談窓口）